

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第 35 条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

なお、計画の策定に当たっては、防災に係る「橋本市地域防災計画」を参考にするものとする。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 緊急対処事態への対処
- 第5編 復旧等
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者等要配慮者（病人、乳幼児、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人など）の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断

するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

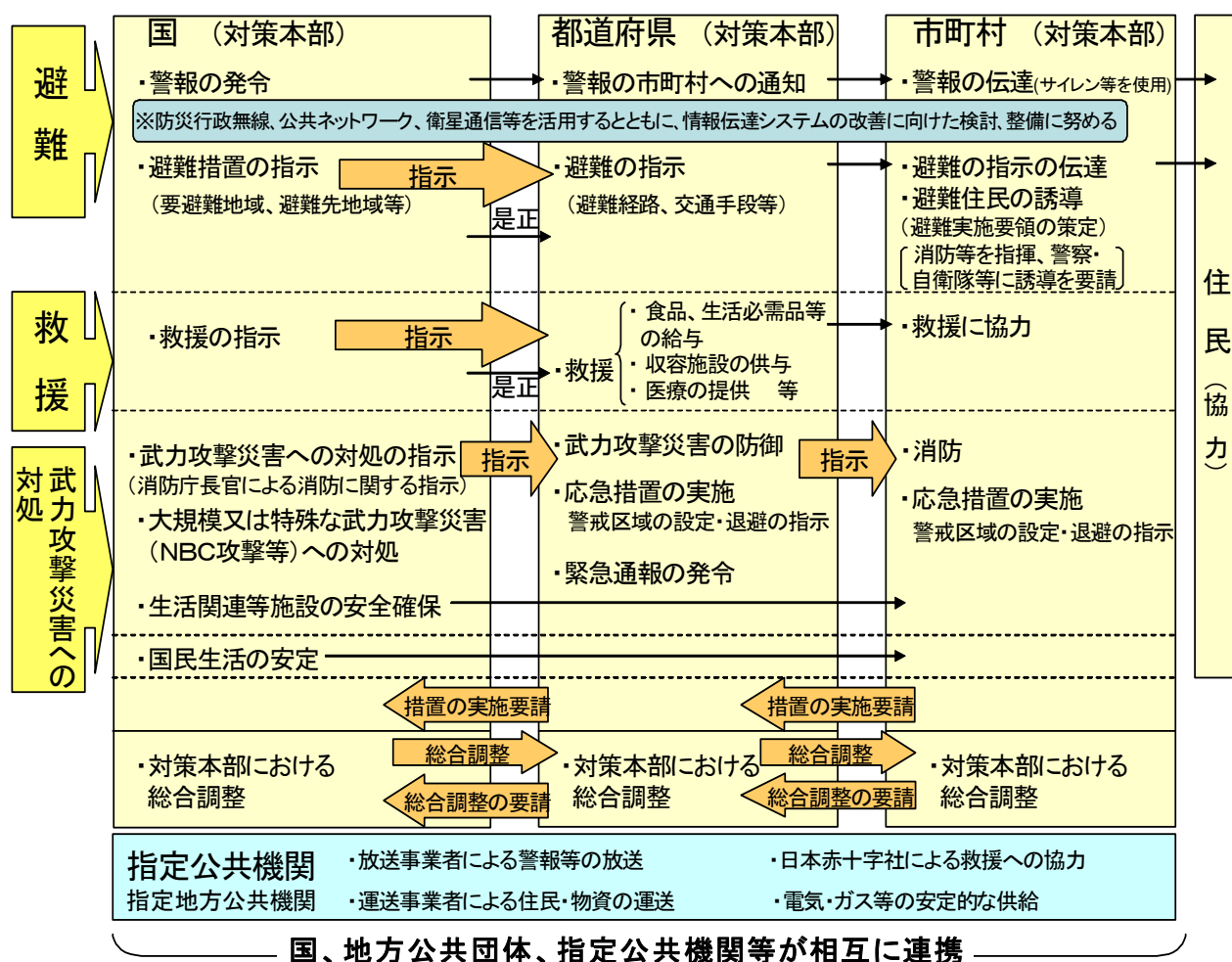
市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国民の保護に関する措置の仕組み



○市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
橋本市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○関係機関の連絡先

【関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関（自衛隊含む）】

※資料編参照

【関係県機関（県警察含む）】

※資料編参照

【関係市町村機関】

※資料編参照

【その他機関】

※資料編参照

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 位置

本市は、和歌山県の東北端、紀伊半島のほぼ中央に位置し、大阪市から約 50Km、和歌山市から約 40Km の距離にあり、北は大阪府河内長野市、東は奈良県五條市、南は九度山町、高野町、西はかつらぎ町に接している。

(2) 面積

市域は、東西約 14.5 km、南北約 16.0 km、面積は 130.24 km²で和歌山県総面積の約 2.76 %にあたる。県内 9 市のうち 5 番目の広さである。

(3) 地形

本市は、大きく北から和泉山脈、橋本丘陵、紀の川段丘、紀の川低地となり、紀の川をはさんで、九度山山麓地、高野山地へと向かう。市域北部は、丘陵地の中の河川によって谷底平野が見られる起伏に富んだ地形となっている。平野部は比較的狭く、紀の川流域に東西に広がっている。

【地質図】

資料編参照

(4) 気候

本市は、瀬戸内式気候帯に属しながらも年間気温の高低差が大きくなっており、内陸性気候の特性を併せ持っている。降水量は比較的少なく、年間降水量は約 1,300 mm である。また、年平均気温は約 15.6℃である。

【平均気温、降水量】

資料編参照

(5) 人口

令和 2 年国勢調査の速報値による本市の人口は、60,863 人で、平成 27 年国勢調査に比べ、2,758 人（4.3%）の減少となっている。

人口分布は、従来、JR 及び南海電鉄主要各駅周辺に集中していたが、現在は郊外型店舗等の進出や宅地開発等に付随して分散する傾向にある。

(6) 道路、鉄道

① 道路

本市の主要道路網である国道、主要地方道、一般県道は紀の川沿い及び紀の川の北部に集中している。国道は、24号、370号、371号と3路線あり、また、京都・奈良・和歌山を結ぶ京奈和自動車道は、奈良県内の一部区間を除き供

用を開始している。さらには南北軸として国道３７１号バイパスの供用が開始され大阪府との府県間交通軸として整備された。

② 鉄道

本市の鉄道網はＪＲ和歌山線、南海高野線がある。ＪＲ和歌山線は国道２４号に沿う形で紀の川沿いを東西にはしっており、南海高野線は国道３７１号及び国道３７０号に沿う形で南北にはしっている。本市に位置する鉄道駅はＪＲ和歌山線が５駅、南海高野線が６駅の計１１駅となっている。

【交通ネットワーク】

資料編参照

(7) 生活関連等施設

① ダム

本市の中央部を流れている紀の川の上流域に大迫ダム、大滝ダム（奈良県吉野郡川上村）がある。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、ダムの破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

3 市において攻撃目標と考えられる施設

市において攻撃目標と考えられる施設等としては、市関係施設、大規模集客施設等の公共的施設等の生活関連施設が考えられる。